

先生各位

診療報酬情報改正のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0626001 号にて保医発第 0529001 号の改正がありましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 21 年 6 月 27 日より適用

《対象項目》

検査項目	実施料・判断料区分	区分
シアル化糖鎖抗原 KL-6	120 点 (生化)	区分「D007」血液学的検査の「22」

《改正内容》

改正後注釈	改正前注釈
<p>シアル化糖鎖抗原 KL-6</p> <p>「22」のシアル化糖鎖抗原 KL-6、「23」のサーファクタントプロテイン A (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテイン D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原 KL-6 は、EIA 法、ECLIA 法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテイン A (SP-A) 及びサーファクタントプロテイン D (SP-D) は、EIA 法による。</p>	<p>シアル化糖鎖抗原 KL-6</p> <p>「22」のシアル化糖鎖抗原 KL-6、「23」のサーファクタントプロテイン A (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテイン D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原 KL-6 は、EIA 法、ECLIA 法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテイン A (SP-A) 及びサーファクタントプロテイン D (SP-D) は、EIA 法による。<u>ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。</u></p>